

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.9 (2021.9.1)

編集・発行：「自由と人権」榎本（090-1884-5757）

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

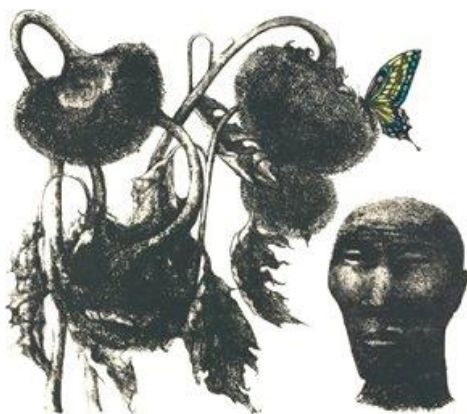
- ① 富山 妙子 作品 P1～3
- ② 「軍事研究反対声明陳情」報告 P2・3
- ③ 中央公民館長チラシ配置拒否事件 P3～5
- ④ いーたい ほーだい P5
- ⑤ 本の紹介 P6

富山 妙子 作品

※謄写印刷のため明るさを調整してあります。



【黄土の道 鉄線とカラス】



【黄土の道 ひまわり】



【光州へのレクイエム】



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

ご自由にお持ちください

富山妙子さんが亡くなった。日本の戦争責任にかかわる作品を制作する数少ない画家だった。
以下、東京新聞の記事を転載する。その作品に直接接したことはないが、印象に残るものが多い。

寺報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

画家・故富山妙子さん偲ぶ

画家の富山妙子さん(99)が18日、自宅で、家族に見守られながら死去した。少女時代を旧満州(中国東北部)で過ごした経験が、日本の戦争責任を問う画家の原点となり、晩年には東日本大震災の大

津波と原発事故を題材にした大作を残した。「伝えるために100年かかるものもある。若い人たちにいいものを残したい」と語った富山さんの足跡と言葉を振り返る。(佐藤直子)

絵筆で日本の戦争責任問う

富山さんの胸に刻まれた原風景は、旧満州(中国東北部)の大地だった。「真っ赤な夕日に広野が染まるの。美しいのだけどね、その景色に郷愁はないわ」二〇一〇年、東京・神田駿河台の東京YWCA会館で開かれた個展会場で本紙のインタビュアーに応じた富山さんは、こう語った。

なぜ郷愁がないのか。それは戦争の記憶が重なるからだ。日本人である自分が支配者の側にいたという痛みを感じるからだ。当時八十九歳の富山さんはそんなことを淡々と語られた。

一九二二年、神戸に生まれた。父の仕事で十一歳のときに建国されたばかりの満州に渡り、女学校を卒業するまでの六年間を、ハルビンなどで過ごした。

だが、時は日中戦争のさなか。日本の関東軍は満州

見えない放射性物質が舞う桜の季節を描いた「フクシマー春、セシウム137」(作品左)など、連作について語る富山妙子さん=2012年4月、東京都世田谷区で



原風景は旧満州の大地

全域を占領し、ハルビンでは大國の収奪と中国の革命勢力がせめぎあっていた。美術学校に入るために三八年、単身帰国した富山さんも、三年後に太平洋戦争が始まり、「どう死ねばいいかと考えていた」と言う。

疎開先の長野で敗戦を迎え、画家だった夫との結婚生活は破綻。幼子を抱えて生きる道を探す富山さんは、五〇年代から各地の鉱

慰安婦や朝鮮人炭鉱労働者…作品に鎮魂の思い

晩年 3・11や福島原発事故の連作挑む

山や炭鉱を回り、移住した炭鉱労働者を追って東南アジアや中南米を取材。画家人生を決定的にしたのは七〇年代に韓国で旧友と再会したことだ。多くは、朝鮮戦争で夫を亡くしていた。

日本の植民地から解放された後も、南北分断と東西冷戦に翻弄されていたことを知り、「原罪」ともいえる日本の戦争責任を描いた制作が始まった。韓国の軍政権下で政治犯として投獄された詩人金芝河氏に寄せた「しばられた手の折り」、筑豊炭鉱で死んだ朝鮮人の強制連行被害者にささげる「はじけ鳳仙花」、日本軍慰安婦への鎮魂を描いた「海の記憶」などだ。

「富山さんの作品は、日本人が見たくないものをみせた。芸術家としての戦争責任を負い、歴史の証人。『反目』ではなく、戦争責任に向き合わない日本への『抗日』だったと思う。在日コリアンで『のりこえ

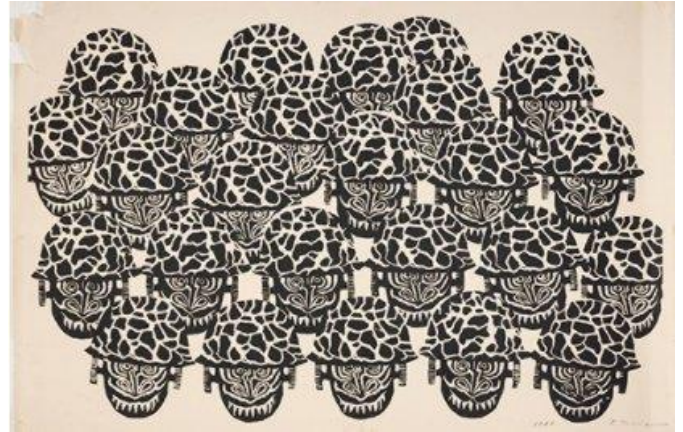
ねっと」共同代表の辛淑玉さんはこう語る。

富山さんは二二年、九十歳のときに、二〇一一年の東日本大震災や福島原発事故をテーマにした連作を制作した。「自分の目で現場をみたい」という富山さんの願いを受け、辛さんは福島津波被害を受けた海岸線や原発から三十キロのエリアまで車で案内した。「取材中、富山さんは語らず、じっと目に映るものを脳裏に刻み付けていたんだと思います」と辛さん。

富山さんの風景や人の顔などを組み合わせた作品は幻想的で美しい。国内の美術界では政治的だと言われ、ほぼ黙殺されてきたが、海外では高く評価されている。アートディレクターの北川フラムさんは富山さんの作品を「世界トップクラスのアート」と評し、「日本人が向き合おうとしない戦争加害の問題に画業を通して取り組んだ。正面から作品を通して、七十年以上も描き続けた作家はほかにいない」と悼んだ。



【民衆の力】



【ヘルメット・アーミー】

中央公民館長によるチラシ配布拒否事件 —行政不服審査続報—

行政不服審査に基づく口頭意見陳述も終り、審査庁（東大和市長）から**審理員意見書**が届きました。審査請求によって請求人（私）に得られる法的益無しとして、却下の結論。予測していたこととはいえ、あまりにも露骨な対応です。

本来であれば、中央公民館長の処分の有無、処分があったとするならばそれが合法であるか違法であるかの判断が厳正に行わなければならないはずですが、ところが、中央公民館長の対応には一切触れず、初めに却下という結論があり、その結論に向かってシナリオを書き起こしているような審理員意見書です。まさに、処分はなかったという処分庁（中央公民館長）の主張を補強する内容です。

今後は**行政不服審査会**に諮問され（議会という選択肢はとらなかったようです）、そこでの審理ということになります。審査会に対し**審査請求人の主張**を提出できるので、すでに作成して提出しました。また、審査会に対し**口頭意見陳述**を申し立てすることができるので（実現するか否かは審査会次第ですが）、こちらでも当然要求しました。

ここでは審査会に対して提出した審査請求人主張書面と、審理員意見書の結論にあたる最終部分のみ張り付けておきます。審理員意見書の全文、及び審査請求人の意見書は「自由と人権」のホームページで公開しているので、そちらを参照してください。

審査請求人主張書面

事件番号：行政不服審査 2 市審第 1 号
処分庁：東大和市立中央公民館長

東大和市行政不服審査会 御中
審査請求人主張書面

2021 年 8 月 19 日
審査請求人 榎本 清

1.処分の事実

本件は、2021 年 2 月 24 日に処分庁である前東大和市立中央公民館長 佐伯芳幸が、3 月 7 日に予定していた「裁判ごっこ」という集会を呼びかけるチラシ（以下「当該チラシ」と略す）（資料①）に関し、審査請求人に対し口頭で下したチラシ受領拒否という処分に対しての審査請求である。当該チラシ配布については集会間近であり緊急性があったため、審査請求人はチラシ配置を可能にするため、資料②のようにチラシの改変を余儀なくされた。

2.処分の違法性

中央公民館長はみずからの主張に沿っての改変を執拗に要求し、それがなされなければ（受領を）「認められない」（2 月 24 日の公民館での館長発言 口頭意見陳述では否定）と繰り返し口では「お願い」という言葉は一切口にしておらず、30 分以上にわたり「これでは認められない」と繰り返し返すばかりで、審査請求人にとっては受領拒否と受け取らざるを得ないものであり、実質的な配置拒否であった。そのため審査請求人はやむなくチラシ改変を余儀なくされたものである。

このことはたんに公民館運営事務処理取扱基準（資料③）に違反するばかりでなく、憲法第 21 条の表現の自由、ならびに集会の自由の侵害という重大な違反である。

3.審査すべき争点

チラシの内容は題名にもある通り、裁判をもじったものであり、期日や場所の表記も含め一体のものとしての呼びかけになっている。そのことで閲覧者に誤解を与えるようなことは考えられないが、もし仮に館長の主張が妥当としても、そのことを理由に受領拒否ができないことは公民館運営事務処理取扱基準からしても明らかである。

また、改変要求が「お願い」であったと館長は主張するが、それを担保する事実（改変することの任意性の表明、「お願い」であるとの表明）は一切なかった。「お願い」（中央公民館長の口頭意見陳述での主張）と「認められない」（同、公民館での発言）はどうい相咨れないものである。むしろ執拗に改変を要求してチラシの受領を拒否するなど、実質的な配置拒否と言い得るのであった。

上記の事実の有無と、その事実が憲法第 21 条に抵触するか否かが本審査請求の争点でなけれ

ばならない。

4.審査資格要件の制限

本件の争点は 3 で述べた通り、中央公民館長の処分に法的違反があったか否か、そのことが憲法違反にあたるものか否かである。行政不服審査ではまずこのことが問われなければならない。しかるに、審理員意見書は不当にも審査請求人の適格性をまずもって審査し、行政事件訴訟法や最高裁判決（昭和 53 年 3 月 14 日）について幾々述べ、審査資格要件を制限することに主力を傾注している。

行政不服審査法（以下、「同法」と略す）第 2 条には「行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」とあり、この要件を満たしていれば審査請求することができるというのが同法の求めているところである。

審理員のように法を曲解して資格要件を制限することは、同法第 1 条の「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図る」という理念を歪めることになると言わねばならならず、審理員意見書の主張するところは不適法である。

5.個人の権利・利益の回復

本審査請求の原因となった具体的事案は、当該チラシに対する中央公民館長の執拗な書き換え要求と受領拒否により、審査請求人が涙を呑んでその要求に屈したことにある。当審査請求はそのような中央公民館長による違法な処分に対し、その誤りを認めさせ、個人としての尊厳と権利の回復を図ることである。

審理員意見書は当該チラシの目的としていた集会がすでに終了していることから、審査請求人の法的地位は既に消滅していると主張している。しかし、以下に述べるように審査請求人の法的利益は決して消滅してなどいない。むしろ処分庁・審理員のこのような主張が通るとすれば、口頭意見陳述でも審査申請人が発言したとおり、不本意な性的行為を強いられた被害者が、行為のあった事実をもって合意があったとみなされ、性的被害を訴えられない構図とそっくり同じものとなる。

また審理員意見書は、1978 年 8 月 14 日最高裁判決（以下、「8.14 判決」と略す）を根拠に行政事件訴訟法第 1 条第 1 項を援用し、行政不服審査法の審査資格要件について論じている。それによれば、本審査請求によって審査請求人が回復すべき将来的不利益は存在せず、また同人が主張するものは公的利益であるとして、回復すべき法律上の利益はないとしている。

8.14 判決の当否について異論なしとはいえないが、その判決ですら、不服申し立てができる者を「法律上の利益がある者」とし、その中では「自己の権利」を侵害された者と明確に記されている。

すなわち、審査請求人がこの項冒頭で述べた通り、東大和市立中央公民館長の処分を行政が誤りと認めることは、基本的人権の核心でもある表現の自由という権利を回復することになる。表

審理員意見書（最終部分）

現の自由は法律上保護されなければならない不可侵の権利であってみれば、このことは基本的人権の回復という、まさに個人の尊厳にかかわる利益の実現である。

行政不服審査法第1条には「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」とあるように、また審査請求人が口頭弁論でも述べた通り、行政の質の向上がはかれることは同法が本来目的としていることでもある。

6. 損害賠償請求

審理員意見書では、審査請求人が損害賠償請求権を行使するにあたってまで論をすすめている。同権行使のために行政処分を取り消しが前提とはならないことをもって、審査請求人の回復すべき法律上の利益はないとしているのである。

しかし、行政処分を取り消しが損害賠償請求権の前提にならないとしても、行政当局が当該処分の取り消しを認めたことになれば、訴訟に及ぶか否かは別として、当局に対応措置、是正措置を要求する根拠にはなりうる。その意味で法的利益がないとは言いつけないことは明白である。いずれにせよ、審査庁はいたずらにその門戸を狭めることに汲汲とすべきではなく、行政不服審査法本来の目的と理念を尊重し、市民、国民の訴えに真摯に対応する必要がある。行政不服審査法は市民、国民の利益・権利を守るばかりでなく、行政機関の適正な運営にも資する法律であることを思い起こすべきである。

【添付資料】

1. 資料① 「裁判ごっこ」チラシ（改変前のもの）
2. 資料② 同チラシ（改変させられたもの）
3. 資料③ 公民館運営事務処理取扱基準



「矛盾」、『広辞苑（第2版）』には次のようにある。「[韓非子]（楚の国に矛と盾とを売る者があって、自分の矛はどんな盾をも破ることができ、自分の盾はどんな矛をも防ぐことができると誇っていたが、人に「お前の矛でお前の盾を突いたらどうだ」といわれ、答えられなかったという故事に基づく）事の前後の揃わぬこと。つじつまの合わぬこと。自家撞着」

ここ1年半ほどの新型コロナに関わる政府の対応は、まさにこの一語に尽きる。国民には不要不急の外出を避けるように呼び掛け、イベントの開催制限、5人以上の会食自粛を求め、県境を越えた移動・お盆の帰省も控えるよう要請していた。その一方で goto キャンペーン、オリ・パラの開催、パラリンピックの学童観戦、矛盾した政策の実施が、新型コロナ感染拡大の原因と国民の離反に結び付いている。

感染発生からすでに19ヶ月以上、政府はワクチン頼りの無為無策。この間に新型コロナ感染でなくなったのは15000人以上、今でも「殺され」続けている。もっと前にやるべきことがあったはずだが、反省の弁すら聞こえてこない。こんな政府には次の論語を進呈する他はない。「過ちては改むるに憚ること勿れ」

（11）以上は、令和3年2月24日に審査請求人の主張する拒否処分があったとした場合の判断となるが、処分庁の主張のとおり当該拒否処分がなかったとするならば、審査請求の対象を欠き不適法であることは論を待たない。

（12）以上、審査請求人が行った本件審査請求は、拒否処分がなかったとするならば不適法であることは自明であり、拒否処分があったとしても、不服申立ての利益がないから、いずれにせよ本件審査請求は不適法であって、（1）に記載した本案について判断するまでもなく、行政不服審査法第45条第1項の規定により頭書のとおり却下とするのが相当である。

陳情不上程告発裁判 第5回口頭弁論のお知らせと傍聴のお願い

口頭弁論もいよいよ5回目となりました。少しずつですが争点も絞られてきているように思います。傍聴へのご参加をお願いします。

場所：東京地方裁判所立川支部（多摩都市モノレール「高松駅」下車、徒歩約5分）ラウンド法廷

期日：2021年9月14日（火） 15時30分 （傍聴希望者は13時15分に5階待合室集合）

本の紹介コーナー

『ぼくが遺骨を掘る人「ガマフヤー」になったわけ。—サトウキビの島は戦場だった』

具志堅 隆松 著 (合同出版) ¥1,540

8.15 終戦記念日に因んで読んだわけではない。Choose Life Project という動画チャンネルの「8/15 私たちは追悼の地平にたてているのか」というパネルディスカッション（高橋哲哉（東京大学名誉教授）・乗松聡子（ピース・フィロソフィー・センター代表）など出演）に登場した具志堅隆松という人に興味を持ち、同書を手にした。

そもそも、日本では8月15日が終戦記念日ということになってはいるが、日本の降伏が決定的となったのは、日本がポツダム宣言受諾を連合国に表明した8月14日である。15日は天皇がいわゆる「玉音放送」で直接国民に日本の敗戦を告げた日に過ぎない。そして、東京湾上に浮かぶアメリカの戦艦ミズーリ号上で、日本が降伏文書に調印したのが1945年9月2日であり、正式にはこちらの方が正しい。ただし大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国は8月15日をそれぞれ「光復節」及び「解放記念日」とし、対日戦勝記念日としている。

具志堅氏は沖縄後に埋もれている戦争犠牲者の遺骨や遺品の発掘をボランティアとして行っている。その遺骨・遺品の収集や不発弾の処理等の実態が記されている。遺骨の所属（軍人・軍属・一般住民）、埋もれている場所、形状によってなどによって、戦死した時の戦場の様子や戦死の実態までが次々と見えてくる。そのためにも、手掘りによる遺骨収集の大切さを氏は主張する。

これに対し国による遺骨収集作業は重機で土を削り取り、大量の土砂を一か所に集め、ベルトコンベアーで流して作業員が遺骨を探すというものである。これでは遺骨の個別性が保たれず、その身元を判別することも困難になってしまうという具志堅氏は言う。「国にはそもそも、収集した遺骨は遺族のもとに返さねばならないという発想がないのでしょうか。」 不発弾の処理作業すら、民間事業者に委託して金儲けの手段にしている、氏は憤る。

国は遺族に空の（または石ころの入った）骨箱を渡し、その霊は遺族の心情に関わりなく靖国神社にまつ。遺骨の収集すらともにできていない国にそのような資格があるのか。建前と本音の乖離と言わねばならない。しかも今また、沖縄戦の遺骨が眠る土を辺野古沖埋め立てに使い、新たな軍事基地をつくろうとしている。これは、その建前すらかなぐり捨てた醜悪な姿である。ヤスクニが教育勅語と並ぶ恒常的な戦争動員の装置であるという高橋哲哉氏の指摘が蘇る。さらに、教育勅語さえ復活しかねない学校現場がある。

具志堅氏は、沖縄戦の激戦地となった本島南部の土砂に多くの戦没者遺骨が遺されている点を踏まえ、「国家のために犠牲となった戦没者の遺骨が混じる土砂を基地建設に使うのは、人道上の問題だ」と訴え、今年の8月14日から15日にかけて靖国神社前でハンガーストライキを実行した。前記パネルディスカッションでは、靖国神社前からの中継映像も流された。録画は今でも見ることができる。興味のある方は「8/15 私たちは追悼の地平にたてているのか #終戦記念日」で検索してみてください。

